

第二十三号議案

訴えの提起について

右の議案を提出する。

令和三年二月十七日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

訴えの提起について  
左記のとおり訴えを提起する。

記

一 訴訟の相手方

被告 用地買収時の土地所有者の法定相続人

二 事件の概要

江戸川区立小学校（以下「本学校」という。）の敷地内にある土地二筆（以下「本件各土地」という。）について、江戸川区（以下「区」という。）による用地買収後、区への所有権移転登記がなされておらず、区の所有権が未登記の状態であるに至っている。

区は、本件各土地について、売買契約により所有権を取得しているとの認識であるが、所有権移転登記について、用地買収時の本件各土地所有者の法定相続人の合意を得ることが困難な状況である。

本件各土地については、区が本学校開校以後、学校敷地として継続して使用しており、既に取得時効が完成していることから、訴訟手続により所有権移転登記手続を請求するものである。

三 訴えの内容

区は被告に対し、本件各土地の時効取得等を原因とする所有権移転登記を求め、訴えを提起する。

四 訴訟遂行の方針

本訴訟において、必要がある場合は、和解及び上訴をすることができるものとす。

(説明)

訴えを提起する必要があるもので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十二号の規定に基づき、本案を提出いたします。